

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案の概要

立法の背景

昭 57 年 IWC（国際捕鯨委員会）が**商業捕鯨モラトリアム**導入を決定

昭 62 年～ 南極海及び北西太平洋において鯨類捕獲調査を開始

平 17 年～ シー・シェパード等の**反捕鯨団体による妨害活動**が激化

平 26 年 3 月 ICJ（国際司法裁判所）による「南極における捕鯨」訴訟判決

・第二期南極海鯨類捕獲調査は国際捕鯨取締条約 8 条 1 の規定の範囲内の科学的調査目的ではない。

平 26 年 4 月 衆参の農林水産委員会の**調査捕鯨継続実施等に関する決議**

・「鯨類捕獲調査が有する各般にわたる重要な意義に鑑み、…今後とも継続実施すること」

・「調査捕鯨の船団や乗組員の安全確保に責任を持つこと」

・「国の責務として調査捕鯨を位置付け、国による**安定的な財政支援**を行うこと」

平 27 年 12 月 新南極海鯨類科学調査を開始

平 28 年 11 月 新北西太平洋鯨類科学調査計画を IWC 科学委員会に提出

- ・ **商業捕鯨の再開等を目指し安定的かつ継続的に調査捕鯨を実施**
 - ・ 調査捕鯨を**国の責務**として位置付け、財政上の支援、妨害行為への対応等の施策が必要
- ⇒ **新法の制定が必要**

法律案の内容

1. 目的（第 1 条）

- ・ 商業捕鯨の実施による水産業等の発展を図る
- ・ 海洋生物資源の持続的な利用に寄与する

2. 定義（第 2 条）

- ・ **鯨類科学調査**：鯨類の持続的な利用のための科学的情報の収集を目的とする鯨類に関する科学的な調査（鯨類の捕獲その他の方法で、この法律のスキームにより実施されるもの）

3. 基本原則（第 3 条）

- ・ 鯨類科学調査は、①～④の全てに適合し、かつ、原則として鯨類の捕獲を伴って実施
- ①主として商業捕鯨の実施のための科学的知見を得ることを目指す
- ②条約及び確立された国際法規に基づき、かつ、科学的知見を踏まえる
- ③十分な分析・研究、研究成果の公表
- ④必要に応じて国内外の鯨類に関する調査研究機関と連携

4. 国の責務（第 4 条）

5. 調査の実施（第 5 条～第 8 条）

- ①政府による基本方針の策定
- ↓
- ②農林水産大臣による鯨類科学調査計画の策定
- ↓
- ③指定鯨類科学調査法人等による実施（日本鯨類研究所・地域捕鯨推進協会を想定）

6. 鯨類科学調査の実施体制の整備等（第 9 条・第 10 条）

- ・ 調査費用の補助
- ・ 調査研究人材の養成・確保
- ・ 調査用の船舶・乗組員の確保

7. 妨害行為への対応等のための施策（第 11 条～第 14 条）

- ・ 調査実施主体の妨害対策への支援
- ・ 政府職員・船舶の派遣
- ・ 関係行政機関による情報共有
- ・ 外交上の適切な措置
- ・ 妨害行為のおそれのある外国人の入国管理

※効果的な妨害行為の排除の方法・取締りの在り方について検討条項（附則第 4 項）

8. 科学的知見の国内外における普及等（第 15 条）

- ・ 科学的知見の普及・活用
- ・ 鯨類科学調査の意義に関する理解の増進
- ・ 鯨類に関する文化等についての広報活動
- ・ 捕鯨を取り巻く国際環境の改善のための外交上の措置

9. 調査終了後における利用（第 16 条）

- ・ 調査終了後の有効かつ合理的な利用の確保
- ・ 学校給食等における利用の促進
- ・ 加工・販売等を行う事業者等の安心の確保

10. 財政上の措置等（第 17 条）

11. 鯨類科学調査以外の鯨類に関する科学的な調査についての措置（第 18 条）

- ・ 必要に応じて、7.（第 11 条～第 14 条）及び 10.（第 17 条）に準じた措置を実施

※公布日施行（附則第 1 項）